

様式コード
2 2 2 1 2

健康保険
厚生年金保険
厚生年金保険

被保険者報酬月額変更届

70歳以上被用者月額変更届

別紙1-3

令和 年 月 日提出

受付印

提出者記入欄

事業所整理記号	
---------	--

事業所所在地	〒
事業所名称	
事業主氏名	
電話番号	()

特例

休業が回復した場合

社会保険労務士記載欄

氏名等

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 改定年月		⑦ 個人番号[基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ	
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月報酬月額		⑦ 昇(降)給		⑧ 遡及支払額		⑩ 備考	
	⑨ 給与支給月	⑩ 給与計算の基礎日数	⑪ 通貨によるもの額		⑫ 現物によるもの額		⑬ 合計(⑪+⑫)			
			⑭ 総計		⑮ 平均額					
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	健康保険	厚生年金保険	昇(降)給	遡及支払額	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 備考	
	月	日	円	円	円	円	円	円	1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 () 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他(休業回復(申立書5に該当))	
	月	日	円	円	円	円	円	円		
2	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	健康保険	厚生年金保険	昇(降)給	遡及支払額	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 備考	
	月	日	円	円	円	円	円	円	1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 () 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他(休業回復(申立書5に該当))	
	月	日	円	円	円	円	円	円		
3	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	健康保険	厚生年金保険	昇(降)給	遡及支払額	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 備考	
	月	日	円	円	円	円	円	円	1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 () 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他(休業回復(申立書5に該当))	
	月	日	円	円	円	円	円	円		
4	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	健康保険	厚生年金保険	昇(降)給	遡及支払額	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 備考	
	月	日	円	円	円	円	円	円	1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 () 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他(休業回復(申立書5に該当))	
	月	日	円	円	円	円	円	円		
5	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	健康保険	厚生年金保険	昇(降)給	遡及支払額	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 備考	
	月	日	円	円	円	円	円	円	1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 () 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他(休業回復(申立書5に該当))	
	月	日	円	円	円	円	円	円		

※ 「⑨給与支給月」とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。

※ この届書には新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「報酬月額の算定の特例」を行った後に休業が回復した者の届出について記載してください。

※ この届書には、添付書類は必要ありません。

この届書は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「報酬月額算定の特例」に該当した者が、その後に休業が回復した場合にご提出いただくものです。

- この届書を提出いただく特例改定の対象者となるのは、以下の(1)及び(2)のいずれにも該当した場合となります。
- (1) 以下の〈特例1〉から〈特例4〉のうちいずれかの**特例改定を受けた者**である場合。
 - 〈特例1〉 令和4年6月から令和4年12月までの間に急減月[※]が生じた者についての特例（以下の①から③のすべてに該当する者が対象）
 - ※ 事業主が新型コロナウイルス感染症の影響により休業（時間単位の休業を含む。）させたことにより、報酬が著しく低下した月をいいます。
 - ① 令和4年6月と令和4年7月のいずれか1か月、または令和4年8月から令和4年12月までのいずれか1か月が急減月である場合。
 - ② 急減月に支払われた報酬の総額（1か月分）に該当する標準報酬月額が、改定前の標準報酬月額より2等級以上低下している場合。
 - ③ 特例改定により改定することについて、対象者本人が書面により同意している場合。
 - 〈特例2〉 令和4年9月の定時決定において令和4年8月を急減月とした者の特例（以下の①から③のすべてに該当する者が対象）
 - ① 令和3年6月から令和4年5月までを急減月として特例改定を既に受けた場合[※]。ただし、令和4年8月までに休業が回復し、届出によってその翌月から当該休業が回復した月における報酬の総額をもとにした標準報酬月額に改定された者を除く。
 - ※ 令和3年度において、「報酬月額の算定の特例」による特例改定（8月の報酬による定時決定）を受けた場合を含む。
 - ② 令和4年8月に支払われた報酬の総額に該当する標準報酬月額が、令和4年9月の定時決定において決定される標準報酬月額に比べて、2等級以上低い場合。
 - ③ 特例改定により改定することについて、対象者本人が書面により同意している場合。
 - 〈特例3〉 令和3年6月から令和4年5月までの間に急減月が生じた者についての特例[※]（以下の①から③のすべてに該当する者が対象）
 - ※ 令和4年9月以降に休業が回復した場合を除く。
 - ① 令和3年6月と令和3年7月のいずれか1か月、または令和3年8月から令和4年5月までのいずれか1か月が急減月である場合。
 - ② 急減月に支払われた報酬の総額（1か月分）に該当する標準報酬月額が、改定前の標準報酬月額より2等級以上低下している場合。
 - ③ 特例改定により改定することについて、対象者本人が書面により同意している場合。
 - 〈特例4〉 令和3年9月の定時決定において令和3年8月を急減月とした者の特例[※]（以下の①から③のすべてに該当する者が対象）
 - ※ 令和4年9月以降に休業が回復した場合を除く。
 - ① 令和2年6月から令和3年5月までを急減月として特例改定を既に受けた場合[※]。ただし、令和3年8月までに休業が回復し、届出によってその翌月から当該休業が回復した月における報酬の総額をもとにした標準報酬月額に改定された者を除く。
 - ※ 令和2年度において、「報酬月額の算定の特例」による特例改定（8月の報酬による定時決定）を受けた場合を含む。
 - ② 令和3年8月に支払われた報酬の総額に該当する標準報酬月額が、令和3年9月の定時決定において決定される標準報酬月額に比べて、2等級以上低い場合。
 - ③ 特例改定により改定することについて、対象者本人が書面により同意している場合。
- (2) **休業が回復した月**における報酬の総額に該当する標準報酬月額が、特例改定による改定後の標準報酬月額より**2等級以上上昇**している場合。
 - ※「休業が回復した月」とは、報酬支払基礎日数が17日以上（特定適用事業所等の短時間労働者は11日以上）ある状態をいいます。この場合の日数には、報酬が発生していないが報酬支払の基礎となった日として取り扱われる日は含みません。
 - ※ 上記(1)及び(2)に該当した場合の特例改定においては、通常の月額変更届における取扱いと次の点が異なりますので、ご注意ください。
 - ・ **休業が回復した月の1か月の報酬を用いて、その翌月分の保険料から標準報酬月額を改定**します。
 - ・ 基本給や日給等の基礎単価の変動などの**固定的賃金の変動の有無に関わらず**、改定前の標準報酬月額より**2等級以上上昇していれば該当**します。
- この届書の対象となる保険料は、上記要件に定める特例改定が行われた時期に基づき、次のとおりとなります。
 - (1) 令和3年6月から令和4年5月までを急減月として特例改定を行った場合は、令和4年8月までの保険料。
 - (2) 令和4年6月から令和4年12月までを急減月として特例改定を行った場合は、令和5年8月までの保険料。
- 上記期間に休業が回復した場合は、この届書の提出対象となります。**

記入方法

提出者記入欄：事業所整理記号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号をご記入ください。

事業所整理記号	0	1	-	イ	ロ	ハ
---------	---	---	---	---	---	---

- ①被保険者整理番号：資格取得時に払い出しされた被保険者整理番号を、必ずご記入ください。
- ③生年月日：該当する元号の番号と、年月日を下図のようにご記入ください。
 - 【元号】 1. 明治 3. 大正 5. 昭和 7. 平成 9. 令和
 - 【記入例】 昭和63年5月3日の場合 ③ 5-630503
- ④改定年月：標準報酬月額が改定される年月をご記入ください。
「**⑨給与と支給月**」に記載した月の翌月が改定年月となります。
- ⑤従前の標準報酬月額：現在の標準報酬月額を千円単位でご記入ください。
- ⑥従前改定月：「⑤従前の標準報酬月額」が適用された年月をご記入ください。
- ⑦昇(降)給：**あらかじめ「1.昇給」に○を付していますので、改めての記載は不要です。**
- ⑧遡及支払額：休業が回復した月に遡及分の支払があった場合は、遡及差額分の金額をご記入ください。
- ⑨給与と支給月：休業が回復した月をご記入ください。
- ⑩給与計算の基礎日数：月給・週給者は暦日数、日給・時給者は出勤日数等、報酬(給与)支払の基礎となった日数をご記入ください。
- ⑪通貨によるものの額：給料・手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額をご記入ください。
※昇給がさかのぼったためその差額が支給された場合は、その差額も含めて記入し「⑧遡及支払額」に支給月と差額をご記入ください。
- ⑫現物によるものの額：報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについてご記入ください。
現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服等は時価により算定した額)をご記入ください。(健康保険組合の場合、別途規約により定めがある場合があります。)
- ⑬合計：「⑪通貨」と「⑫現物」の合計額をご記入ください。
- ⑭総計：記載は不要です。
- ⑮平均額：記載は不要です。
- ⑯修正平均額：**休業が回復した月に係る「⑬合計」欄の金額をそのままご記入ください。**
※ただし、休業が回復した月に遡及分の支払があった場合は、⑧に遡及支払額をご記入のうえで、⑯には遡及支払額を除いた額をご記入
- ⑰個人番号(基礎年金番号)：70歳以上被用者の方のみご記入ください。また、本人確認を行ったうえで、個人番号をご記入ください。
基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書等に記載されている10桁の番号を左詰めでご記入ください。
「1.70歳以上被用者月額変更」は、被用者が70歳以上の方の場合に、○で囲んでください。
この場合には、個人番号(または基礎年金番号)を「⑰個人番号」欄にご記入ください。
- ⑱備考：
 - 「2.二以上勤務」は、被保険者(70歳以上被用者)が2カ所以上の適用事業所で勤務している場合に○で囲んでください。
 - 「3.短時間労働者」に該当する場合は、○で囲んでください。
 - 「5.健康保険のみ月額変更」は今まで健康保険に加入していた被保険者が、70歳到達時の契約変更等の理由により健康保険のみ月額変更となる場合(70歳以上被用者月額変更には該当しないケース)に○で囲んでください。
 - 「6.その他」には、あらかじめ○で囲み、「休業回復(申立書5に該当)」と記入していますので、改めての記載は不要です。**

お知らせ

- ・ 固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているもの(基本給・家族手当・住宅手当等)のことです。
- ・ 「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間または1カ月の所定労働日数が正社員の4分の3未満の者のうち、週20時間以上勤務する者であって、国又は地方公共に属する事業所及び特定適用事業所等に使用されていること等、一定の条件を満たした者をいいます。
- ・ 届出内容や本人同意を確認できる書類については、本届出への添付は不要ですが、後日確認する場合がありますので、**届出日から2年間は保存**してください。
- ・ 同一の者が本特例改定の届出を複数回行うことや、届出後に取下げ・変更を行うことはできません。